

相模原市監査委員公表第3号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第7項の規定に基づき、  
社団法人相模原市薬剤師会及び健康福祉局福祉部地域医療課の監査を行っ  
たので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

平成22年1月29日

相模原市監査委員 大 貫 勲

同 石 橋 忠 文

同 久保田 隼 夫

同 小 池 義 和

## 1 監査の期日

平成22年1月29日

## 2 監査の対象

平成21年度（平成21年11月末日まで）に社団法人相模原市薬剤師会（以下「薬剤師会」という。）が行った相模原市からの財政援助（補助金）に係る出納その他の事務及び健康福祉局福祉部地域医療課が行った薬剤師会に対する財政援助（補助金）に係る財務に関する事務

### （1）平成21年度補助金交付決定額及び支出済額

（平成21年11月末日まで）

補助金の名称	交付決定額	支出済額
休日夜間急患調剤薬局運営費補助金	82,457,000円	75,598,000円

## 3 監査の方法

監査に当たっては、財政援助（補助金）がその目的に沿って適正かつ効果的に使用され、経理事務が適正に処理されているか、また、財政援助（補助金）の支出に関する事務が適正に執行されているかを主眼として抽出により実施した。

## 4 監査の結果

（1）地域医療課が行った薬剤師会に対する財政援助（補助金）に係る財務に関する事務について調査したところ、次のような不適切な事例が見られた。

ア 薬剤師会事務局の事務分担表によると、休日夜間急患調剤事業に関する事務のほか、薬剤師会の本会事務全般についても担当している職員3名の人件費全額を休日夜間急患調剤薬局運営費補助金（以下「本件補助金」という。）の対象経費としている。

イ 補助金等交付申請書（以下「申請書」という。）に添付の収支予算書及び実績報告書に添付の収支計算書において、科目を「研修費」とし、使途内容は「当番薬剤師打合せ」と記載されている経費が、実際には、本件補助事業に従事する当番薬剤師全員に配布する書籍「今日

の治療薬」の購入に充てられていた。

ウ 薬剤師会に所属する薬剤師が一般の方から相談を受ける「薬の相談」事業は、事業に係る経費全額が本件補助金の対象経費であるにもかかわらず、申請書に添付の事業計画書及び実績報告書には事業内容やその実施状況について全く記載がされていなかった。

本件補助金の対象経費を精査するほか、補助事業者に対して、申請書等補助金関係書類の正確な記載や適切な提出について指導するとともに、市にあっても審査体制の充実を図り、補助金交付事務の適正な執行に努められたい。

(2) 薬剤師会が行った市からの財政援助（補助金）に係る出納その他の事務及び地域医療課が行った薬剤師会に対するその他の財政援助（補助金）に係る財務に関する事務については、おおむね良好と認められた。

なお、事務処理上留意すべき事項のうち軽易なものについては、監査実施の際、関係職員に口頭で改善又は検討を求めている。

(参考) 監査対象となった団体の概要

(1) 名 称 社団法人相模原市薬剤師会

(2) 所在地 相模原市富士見6丁目1番1号

(3) 設立年月日 昭和50年4月8日

(4) 設立目的 薬剤師及び薬学又は薬業に関係のある者の倫理的かつ学術的水準を高めるとともに薬学及び薬業の進歩発展を図り、これらに関する事業及び福祉・介護に関する事業を行い、もって地域住民に対する厚生福祉の増進に寄与することを目的とする。

(5) 定款に定める事業

ア 薬学及び薬業の進歩発展に関する事項

イ 薬剤師の職能に関する事項

ウ 公衆衛生の普及指導に関する事項

エ 薬事衛生の改善に関する事項

- オ 救急医薬品の備蓄並びに優良医薬品及び医療資材の普及及び流通の適正化に関する事項
- カ 保険医療に関する事項
- キ 献血の推進に関する事項
- ク 居宅介護支援に関する事項
- ケ 休日・夜間急患調剤薬局の管理運営に関する事項
- コ その他目的を達成するために必要な事項

(6) 平成21年度当初収支予算額(総計)

416,003千円